

# 市からの連絡帳

## 11月23日(祝) 各種サービス停止

庁舎の電気設備点検に伴い、11月23日(祝)は終日、次のサービスが停止となります。ご理解とご協力をお願いします。

### 公共施設予約管理システム

●ロビー端末の利用  
※スポーツ施設3館(スポーツセンター・総合体育館・きらっと)に配置しているロビー端末は利用可。

●施設利用料金の入金  
有料施設を利用する方で、利用料金の支払期限が11月23日(祝)となっている方は、スポーツ施設3館および保谷こもれびホールを除き11月22日(火)までの各施設の営業日に入金をお願いします(入金に関するお問い合わせは各利用施設へ)。

### 証明書コンビニ交付サービス

●停止する証明書  
戸籍全部(個人)事項証明書、戸籍の附票の写し

▶市民課 田 042-460-9820  
保 042-438-4020

### 図書館全館休館・図書館HPなどのサービス

●図書館全館休館  
※毎月第3(金)は休館日ですが、11月18日(金)は開館します(中央・保谷駅前・柳沢・ひばりが丘図書館)。

●図書館HP・メール送受信サービス・各図書館サービス

▶中央図書館 042-465-0823

### 税

#### 償却資産申告書の送付

事業用資産を所有している方に、毎年1月1日(賦課期日)現在所有している資産について申告をお願いしています。令和5年度の償却資産申告書を12月上旬までに送付しますので、令和5年1月24日(火)までの申告にご協力ください。 ※地方税法上の申告期限は1月31日(火)まで

対象の方で、申告書が届かない場合は、下記へご連絡ください。

#### 申告方法

●郵送(〒188-8666市役所資産税課)

●持参(田無庁舎4階) など

▶資産税課 田 042-460-9830

### 年金

#### 11月30日は「年金の日」 「ねんきんネット」をご活用ください

厚生労働省では、「ねんきんネット」などを活用しながら、高齢期の生活設計に思いをめぐらせる日として、11月30日(いいみらい)を「年金の日」としています。

#### ねんきんネット

パソコンやスマートフォンからご自身の年金記録を確認できます。

●将来の年金見込額の試算

●電子版「ねんきん定期便」の閲覧

●受給に関する各種通知書の確認など

※マイナポータルまたは日本年金機構HPからログインしてご利用ください。

※詳細は日本年金機構のHPへ

●ねんきんネット

☎ 0570-058-555 (050から始まる電話)

☎ 03-6700-1144

●武蔵野年金事務所

☎ 0422-56-1411(ナビダイヤル)

▶保険年金課 田 042-460-9825



## 文化・スポーツ

### 令和5年度 スポーツ施設の事前利用申請

□対象事業 市内で活動するスポーツ団体などが主催する広く市民を対象とするスポーツ大会など

田 12月2日(金)～21日(火)に、各施設の空き状況を 問へ確認のうえ、スポーツセンター・総合体育館・きらっとの窓口へ申請してください。

※申込順ではなく、提出書類などにより決定するため、受付締切後1カ月程度かかります(内容によりお断りする場合があります)。

※令和5年2月1日(水)以降は申込順で受け付けします。

□提出書類 ①事前申請願(指定様式)

②施設使用に関する添付資料(指定様式)

③事業の要項 ④事業の収支見積書(参加料を徴収する場合のみ)

⑤団体の令和4年度事業報告書(申請時の予定で可)

⑥団体の令和4年度決算書(会計担当者の署名が必要。申請時の見込みで可)

※社会教育団体・青少年健全育成団体または令和2～4年度に市内スポーツ施設での大会実績がある団体は①～④のみ提出してください。

□指定様式 市HPからダウンロード、スポーツセンター・総合体育館・きらっとの窓口で配布

問 スポーツセンター 042-425-0505

▶スポーツ振興課 田 042-420-2818

### 令和5年度「きらっと」文化活動団体を対象とした事前調整受付

南町スポーツ・文化交流センター「きらっと」で、展示会などにより連続利用を行う文化活動団体を対象に、事前調整の受付を行います。

時 11月25日(金)午前9時～午後8時30分

申 当日、問へ日程表をファクス(調整後電話で連絡します)

問 きらっと 042-451-0555

FAX 042-451-0666

▶スポーツ振興課 田 042-420-2818

## 暮らし

### わが家の耐震診断をしよう

建物の設計図を基に簡易耐震診断を行い、助言などを受けることができます。

時/場 12月7日(水)午後2時～5時/消費者センター分館

対 市内の地上2階建て以下の木造一戸建てで、自ら所有し居住している住宅

※原則、昭和56年5月31日以前の建築

定 8人(申込順) ※1人35分程度

申 12月2日(金)までに、電話で下記へ

□相談員 (一社)東京都建築士事務所協会

▶住宅課 保 042-438-4052

## はなバス第1ルートの迂回運行

下保谷2丁目3番地から2丁目5番地におけるガス工事に伴い、第1ルートの一部を迂回運行します。ご迷惑をお掛けしますがご理解をお願いします。

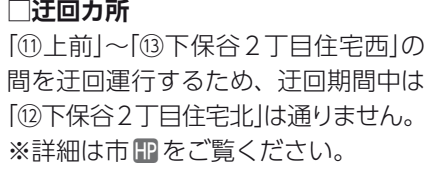
□迂回期間 11月21日(月)～12月下旬までの午前9時～午後6時の間(日を除く)

□迂回力所 「⑪上前」～「⑬下保谷2丁目住宅西」の間を迂回運行するため、迂回期間中は「⑫下保谷2丁目住宅北」は通りません。

※詳細は市HPをご覧ください。

▶交通課 保 042-439-4435

### 迂回路線図



## 市政

### 市民アンケートにご協力を

令和6年度からの「第5期西東京市

地域福祉計画」策定のため、市民アンケートを実施します。11月下旬以降に対象となる方へ調査票を送付しますので、ご協力をお願いします。

内 地域での人との関わりや福祉的なニーズに関すること

対/定 住民基本台帳から無作為に抽出した在住で18歳以上の方/2,500人

※12月中旬までに、同封の返信用封筒(切手不要)で返信をお願いします。

▶地域共生課 田 042-420-2807

### 市民等アンケートにご協力を

令和6年度からの「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(第9期)」策定のため、市民の方や介護サービス事業者、医療機関などを対象にアンケートを実施します。11月下旬に対象となる方へ調査票を送付しますので、ご協力をお願いします。

内 健康・福祉・介護に関すること

対/定 無作為に抽出した介護保険第1号被保険者(介護認定を受けていない方)/1,000人

※その他属性に応じて市民・事業所など対象の調査6種/約4,000人・約600カ所

※12月12日(月)までに、同封の返信用封筒(切手不要)で返信をお願いします。

▶高齢者支援課 田 042-420-2813

マスキングの着用や手洗い・手指消毒などにご協力をお願いします。また、咳や発熱など、体調不良の方は傍聴をご遠慮ください。

### 教育委員会

時 11月29日(火)午後2時

場 田無第二庁舎4階

内/定 行政報告ほか/10人

▶教育企画課 田 042-420-2822

### 審議会など

#### 社会教育委員の会議

時 11月25日(金)午後2時

場 田無第二庁舎3階

内 地域の活性化に向けた人材の育成

定 2人

▶社会教育課 田 042-420-2831

#### 文化財保護審議会

時 11月29日(火)午後1時30分

場 東伏見市民集会所

内 西東京市の文化財保護

定 5人

▶社会教育課 田 042-420-2832

## ひとり親家庭等医療費助成制度

受給要件に該当するひとり親家庭などに対して、保険診療でかかった医療費の自己負担分を助成します(課税状況により一部負担金あり)。

新規申請後、受給資格が認定された方には、㊟医療証を交付します。次の受給要件に該当し、まだ申請していない方は、子育て支援課(田無第二庁舎2階)で申請手続きをしてください。

対 次のいずれかに該当する児童を養育する父、母または養育者

●父母が離婚 ●父または母が死亡または生死不明 ●父または母に重

度の障害がある ●婚姻によらない出生など

※そのほかの受給要件、必要書類などの詳細はお問い合わせください。

#### 助成対象外

次の状態にある場合は、ひとり親家庭などであっても㊟医療費助成制度の対象外です。

●医療保険未加入 ●申請者または扶養義務者の所得が限度額以上(別表参照) ●生活保護受給 ●児童が医療費の自己負担分のない施設に措置により入所している

▶子育て支援課 田 042-460-9840

#### ひとり親家庭等医療費助成制度所得制限限度額表

所得制限限度額		
扶養親族等の数	受給者	孤児等の養育者 配偶者・扶養義務者
0人	192万円	236万円
1人	230万円	274万円
2人	268万円	312万円
3人	306万円	350万円
所得制限限度額への加算		
4人以上	1人につき 38万円	1人につき 38万円
16～19歳未満の 控除対象扶養親族および 特定扶養親族	1人につき 15万円	0円
老人扶養親族	1人につき 10万円	1人につき 6万円*

※老人扶養のみの場合は2人目から

※所得…給与収入の場合は給与所得控除後の金額-10万円、確定申告の場合は収入額から必要経費を差し引いた額

※離婚などで養育費を受け取っている場合は、受け取った養育費の8割を所得に加算